

## 各省庁の研究開発評価指針における「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の反映状況

省	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
評価指針の名称	総務省情報通信研究評価実施指針 消防庁研究開発評価実施指針	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針	農林水産省における研究開発評価に関する指針	経済産業省技術評価指針	国土交通省研究開発評価指針	環境省研究開発評価指針	防衛省研究開発評価指針
ページ数	総務省:27 消防庁:11	72	22	7	15	18	11	6
政策名	総務省:総務省政策評価基本計画 消防庁:消防防災科学技術高度化戦略プラン	—	—	農林水産研究基本計画	経済産業省政策評価基本計画	—	—	—
制定(改定)者	総務省国際戦略局長	文部科学大臣	大臣官房厚生科学課	農林水産技術会議	産業技術環境局長	事務次官(技術総括審議官)	総合環境政策統括官	事務次官
制定(改定)経緯	「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」承認	科学技術・学術審議会建議(平成29年3月)	厚生科学審議会科学技術部会承認	農林水産技術会議(審議会同等)承認	産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ(平成29年3月)	省内検討後、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術部会において報告予定	環境研究企画委員会において調査・検討を行い、総合環境政策統括官が決定	省内担当部局での承認
大綱的指針の改定対応	総務省:対応済 消防庁:総務省の改定に基づき改定予定	対応済	対応済	対応済	対応済	対応済	対応済	対応済
制定(改定)時期	総務省:平成30年2月 改定済 消防庁:平成27年9月	平成29年4月 改定済	平成29年3月 改定済	平成28年3月改定済	平成29年5月 改定済	平成30年3月30日 改定済	平成29年7月に改定済	平成27年10月に改定
対応状況	【総務省】大綱的指針の改正を踏まえ改定した。 主な改定内容は、 ①「プログラム評価」、「道筋」の概念を明確化 ②副次的成果や波及効果も積極的に評価することを追記 ③中間評価に関する記述の明確化 ④研究開発評価の負担軽減に関する記述を明確化  【消防庁】 (大綱指針の改定以降、改定していない理由) ・総務省の改定内容を確認し改定予定。 ・挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価等については、対象となる課題・プログラムがないため、評価の仕組みは規程していない。	大綱的指針の改正を踏まえ改定した。 主な改定内容は、 ①研究開発プログラム評価の本格的な実施。 ②挑戦的(チャレンジング)な研究開発やマネジメント等の評価に係る記載の充実。 ③研究開発評価に係る負担の軽減と評価結果の活用等に係る記載の充実。 ④その他、特筆事項として従来から「次代を担う若手研究者の育成・支援の推進」を独自に設け若手研究者の育成についての評価の推進についても記載。	大綱的指針の改正を踏まえ改定した。 主な改定内容は、 ①実効性のある「研究開発評価プログラム」のさらなる推進をめざし、「研究開発プログラム」の定義や要件、評価すべき点についての記述を充実。 ②アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進を新規で追加し、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発の評価に係る留意事項を追加。 ③研究開発評価に係る負担の軽減における留意事項を具体化。	(大綱的指針の改定以降、改定していない理由) ・研究開発プログラムの評価については、前回の大綱的指針の改定にあわせてプログラム評価の概念を導入して実施しているため、今回の大綱的指針の改定においては改定していない。 ・挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価等については、対象となる課題・プログラムがないため、評価の仕組みは規程していない。今後、挑戦的(チャレンジング)な研究開発が企画・立案された際に、検討を行い対応していくこととしている。	大綱的指針の改正を踏まえ改定した。 主な改定内容は、 1. 「経済産業省技術評価指針」について、主として以下の項目にかかる所要の見直しを行った。 ①挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価に係る留意事項の追加 ②時間軸に沿って描いた「道筋」(ロードマップ)の作成  2. さらに、「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」についても所要の見直しを行い、評価の妥当性等の記述の充実を図った。	大綱的指針の改正を踏まえ改定した。 主な改定内容は、 ①「研究開発プログラム」に関する評価の本格導入。 ②研究者等への評価に、研究実績の他、着目すべき活動を追加。 ③その他、挑戦的な研究に関する評価等について、などを追加。	大綱的指針の改正を踏まえ改定した。 主な改定内容は、「研究開発プログラム評価」などを追加した。	(大綱的指針の改定以降、改定していない理由) 研究開発プログラムの評価については、前回の大綱的指針の改定にあわせてプログラム評価の概念を導入しているため、今回の大綱的指針の改定においては改定していない。 なお、今回の大綱的指針の改正を踏まえ、細部規則を改正し、研究開発評価に係る負担の軽減を図っている。